

平成30年3月28日付け「平成25年度から28年度の政務活動費及び費用弁償に関する住民監査請求書」に対する意見は、以下のとおりである。

【政務活動費の制度について】

政務活動費の制度は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、地方議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議員の調査研究活動の基盤の充実・強化を図るため、会派または議員が行う調査研究その他の活動の費用への助成を地方自治法第100条第14項に位置付け、制度化されたものである。

平成24年9月の地方自治法改正によって、名称が政務調査費から政務活動費に改正され、充当できる経費の範囲を条例で定めることとなった。

これに伴い、本県でも平成25年3月、「政務活動費の交付に関する条例」、「政務活動費の交付に関する規程」、「政務活動費の運用指針」に改正し、平成25年度交付分から適用している。

【政務活動費の事務処理について】

政務活動費を充当した経費については、年度終了日の翌日から30日以内に、会派の代表者は、収支報告書と領収書等の証拠書類の写しを議長に提出することが条例により義務付けられている。

議会事務局では、会派から提出された証拠書類が、条例・規程・運用指針に合致しているか書面審査を行い、書面で確認が不十分なものは、会派あるいは議員に疑問点等の意見を付して再確認を行い受領している。

また、会派の収支に残余金が生じた場合は、返納手続を行っている。

【費用弁償の制度について】

議員の費用弁償は、地方自治法第203条第2項で、「普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」と規定され、埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項で、「県議会の招集に応じ旅行したとき、又は閉会中に常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の招集に応じ旅行したときは、その住所地から招集地までの距離に従い、次の区分により定額で、その費用を弁償する」と定め、支給している。

定例会において本会議や委員会に出席し議案等を審議することは、議員の職務の中核をなす活動であり、限られた日程の中で議案に対する賛否など一定の結論を出さなければならない。このため、議員は様々な交通手段や経路を利用して議事堂に参集し、また、やむを得ず宿泊せざるを得ないことなどもある。こうした複雑な活動実態を考慮し、議会開会中の費用弁償は、一定の事由に応じて事前に定めた金額を支給する定額方式を採用することが事務的にも負担が少なく、合理的なものである。

以下、請求人の主張に対する個別案件について、議員に聞き取り調査を行ったので、議会事務局の意見と合わせて、順次説明する。

【小林哲也議員】

〔人件費〕

小林哲也議員が、政務活動に従事する職員の賃金として、条例、規程、運用指針に基づき、「人件費」として支出したものである。

請求人は、「熊谷市籠原南2-18の政務調査事務所が平成28年頃からテナントに賃貸している」、「近隣の聞き込みから事務員が駐在していない」、「上下水道の領収書記載の使用量が少ない」ことなどから、職員の雇用が虚偽であると指摘している。

これらについて議員に確認したところ、「政務事務所は平成28年7月に熊谷市三ヶ尻2708に移転し、籠原の旧政務事務所は、その後テナントに賃貸している」、「県政調査及び各種用務により、事務員が不在になることはある」、「ウォーターサーバーの設置や来客用には近くのコンビニエンスストアでペットボトルを購入していることから、水道水はほとんど使用していない。また、冷蔵庫やガスコンロも設置していない」との回答を得た。

また、上下水道の領収書の使用水量の表記について、事務局が熊谷市に確認したところ、「小数点以下は切り捨てて表記するため、前回の検針から1㎡以上の使用がないと0㎡と表記される」との回答を得た。

なお、職員の勤務実態については、条例、規程、運用指針に基づき、証拠書類として、支出証明書、雇用契約書及び勤務実績表が提出されており、確認することができる。

以上のことから、当該支出は、条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考ええる。

〔事務費〕

小林議員が電気料金、上下水道料金、電話料金として、条例、規程、運用指針に基づき、「事務費」として支出したものである。

事務費についての指摘については、人件費と重複するので、割愛する。

〔交通費〕

小林議員が自動車リース料、ガソリン代等として、条例、規程、運用指針に基づき、「交通費」として支出したものである。

請求人は、「定例会の期間は費用弁償が支給されており、政務活動費での交通費の充当は認められない」、「定例会の期間を除くと政務活動費でリース車の充当が許されるのは75%で、政治活動や私的活動にも使用されることから50%の按分割合が相当」などと指摘している。

これらについて議員に確認したところ、「リース車は原則、政務活動用に使用しており、政務活動としての走行距離が多くの割合を占める。90%は、実態に基づいた按分割合である」との回答を得た。

使用実態に基づき按分割合を定めていることから、定例会等の日数割合から按分割合が定められるものではない。

また、ガソリン代については、運用指針で、会期中に給油した分については、充当できないこととなっている。

以上のことから、当該支出は、条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考ええる。

なお、平成26年10月1日の車検整備代125,659円(1054頁から1056頁)については、リース料及びガソリン代に計上され、二重で返還請求額が算出されている。

【鈴木弘議員】

〔人件費・事務所費・事務費〕

鈴木弘議員が、政務活動に従事する職員の賃金、政務活動のために使用する事務所の経費として、条例、規程、運用指針に基づき、「人件費」「事務所費」「事務費」として支出したものである。

請求人は、「臨時職員の雇用契約書、勤務実績表が提出されていない」、「固定電話は自宅の電話番号と広報誌記載の電話番号が一致することから自宅兼用である」、「電気代の使用量が10～14kwと少ない」、「自己所有の敷地内の建物を親族に譲渡し、政務事務所として使用している」ことなどから、違法に政務活動費が搾取されていると指摘している。

これらについて議員に確認したところ、「臨時職員の勤務実態はあり、雇用契約書や出勤簿は整理・保管している」、「電話は自宅と事務所にそれぞれ設置している。FAXは専用回線により自宅に設置しているが、個人的な使用はなく、ほとんどが政務活動での使用である」、「事務所への電気の供給は自宅併用と事務所専用の2系統で行っており、うち、自宅併用については、自宅の電気料金と併せて支払いを行っている。政務活動費に充当しているのは照明などに使用している事務所専用のみである」、「当時の納屋を親族に所有権移転した。親族が事務所に改築をしており、費用は全て親族の支出である。建物賃貸借契約書は整理・保管してある。また、賃貸収入の確定申告を親族が行っている」との回答を得た。

運用指針では、「配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者に対する支出は、実費の弁償でないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する」旨を定めているが、親族が所有する事務所を賃借し、事務所として使用することは禁止していない。なお、領収書が添付されており、証拠書類として充足している。

以上のことから、当該支出は、条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考ええる。

【岩崎宏議員】

〔人件費〕

岩崎宏議員が、政務活動に従事する職員の賃金として、条例、規程、運用指針に基づき、「人件費」として支出したものである。

請求人は、「親族が経営する法人と建物賃貸借契約を締結し、政務事務所と後援会活動用事務所として契約している」、「事務所には職員の常勤がなく、選挙区内の自宅勤務として代理出席を依頼している」、「事務所に全く勤務せず、勤務実態が確認できない職員に定額での報酬の支払いは許されない」などと指摘している。

これらについて議員に確認したところ、「職員の勤務実態はあり、勤務状況は随時報告を受け整理してある」との回答を得た。

職員の賃金については、支出証明書及び雇用契約書が添付されており、証拠書類として充足している。職員の勤務場所や賃金の支給方法については、雇用契約上のことである。

運用指針では、「自らが代表者・役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償でないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する」旨が定めているが、親族が経営する法人が所有する事務所を賃借し、事務所として使用することは禁止していない。なお、支出証明書及び建物賃貸借契約書が提出されており、証拠書類として充足している。

以上のことから、当該支出は、条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考ええる。

〔事務所費〕

岩崎議員が、政務活動のために使用する事務所の賃借料として、条例、規程、運用指針に基づき、「事務所費」として支出したものである。

請求人は、「政務事務所としての看板等の表示がない」、「常勤職員がいない上、電話番号が自宅、(株)岩崎工務店、いわさきファーム、岩崎宏後援会事務所と共有している」ことなどから、按分にかかわらず充当することはできないと指摘している。

これらについて議員に確認したところ、「事務所の看板については、訪問者に分かりやすくするために、以前は同一敷地内の自宅の玄関口に設置していた」、「電話については、自宅、(株)岩崎工務店、岩崎ファーム、事務所それぞれに電話を設置し、自宅が代表の番号になっており、用務に応じ振り分けている。なお、当該電話料金については、政務活動費として充当していない」との回答を得た。

以上のことから、当該支出は、条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考ええる。

〔交通費〕

岩崎議員が、自動車リース料、ガソリン代等として、条例、規程、運用指針に基づき、「交通費」として支出したものである。

請求人は、「西秩父商工会会長、議会選出の監査委員も務めており、自動車リース料、ガソリン代を75%の充当としているが、50%以上の充当は認められない」、「勤務実態の証明がされないまま職員用としてガソリン代の充当は認められない」と指摘している。

これらについて議員に確認したところ、「他団体での活動実態を踏まえ、按分割合を算出している。選挙区内に5つの行政区があり広域であるため、政務活動におけるリース車の走行距離は必然と多くなる」との回答を得た。

按分割合については、他団体での活動実態を踏まえ、按分割合を算出していることから、問題ない。

なお、議会選出の監査委員を務めたのは平成29年度である。

以上のことから、当該支出は、条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考ええる。

【新井豪議員】

〔人件費〕

新井豪議員が、政務活動に従事する職員の給料として、条例、規程、運用指針に基づき、「人件費」として支出したものである。

請求人は、「勤務実態が認められる文書の添付がなく、定額で支出されていることから政務活動費の妥当性がない」と指摘している。

これらについて議員に確認したところ、「職員の勤務実態はあり、雇用契約書や出勤簿は整理・保管してある」との回答を得た。

なお、職員の給料については、条例、規程、運用指針に基づき、領収書が提出されており、証拠書類として充足している。

以上のことから、当該支出は、条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考ええる。

なお、平成26年8月分給料72,000円(688頁)については、新井議員が雇用した職員のものではない。

〔事務所費・事務費〕

新井議員が、政務活動のために使用する事務所の経費として、条例、規程、運用指針に基づき、「事務所費」「事務費」として支出したものである。

請求人は、「運用指針では事務所と認めるには看板表示が義務付けられているが、マンションのポストは新井の表示、部屋の表示も新井事務所のみ」、「名刺やホームページ、広報等に全く政務事務所の所在や電話の表記がなく、議員名簿にも所在が記載されていない」、「浦和事務所の電話代が政務活動費に計上されていないことから電話やFAXがない」、「賃貸契約も居住用であり、宿泊のために借り上げたもの」、「電気代、ガス代、上下水道代の支払状況から推認すると、定例会等出席には浦和事務所に宿泊していると認められる」などと指摘している。

これらについて議員に確認したところ、「さいたま市の政務事務所は、議会に近いところで効率的に政務活動を行うため、さいたま市を拠点とした事務所を開設した」、「看板については貸主から目立つ表示は控えてほしいと言われたため、このような表示にした」、「電話やFAXはIP電話を使用しており、費用はインターネット回線の使用料に含まれている」、「事務所には応接セットと事務職員の机のほか、IP電話等を設置している。宿泊用の家具等は一切ない。打合せの前にシャワーを浴びることがある」との回答を得た。

また、看板の表示形態及び名刺等への表記については、議員の裁量によるものである。

以上のことから、当該支出は、条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考ええる。

〔費用弁償〕

費用弁償は条例に基づき、住所地から招集地までの距離に応じて定額で支給しているものである。

請求人は、「定例会等出席には浦和事務所に宿泊して住所地秩父からの距離で費用弁償を搾取していると認められる」と指摘している。

このことについて議員に確認したところ、「事務所には応接セットと事務職員の机のほか、IP電話等を設置している。宿泊用の家具等は一切ない。」との回答を得た。

以上のことから、当該支出は、費用弁償の適正な支出であると考える。

本住民監査請求に対する議会事務局の意見は以上である。